

平成 30 年度「地域のつどい」提言・要望事項 回答

1 道 路

- (1) 学園通りを保土ヶ谷駅から保土ヶ谷公園方面へ向かい、岩崎中学校前バス停脇を左折する道路で、桜ヶ丘自治会、岩崎自治会の人たちが利用している4m幅道路の、5m程入った所にN T Tの電柱と支柱が設置されたため、この場所だけ3m幅程度になってしまい、ごみ収集車、救急車、消防車等が通行できなくなったので電柱の移設をお願いしたい。このため奥の住民は、ごみ収集場所を近所に設置できず、バス通りを渡って向かい側200m程先の岩崎中学校前バス停付近のごみ集積場まで出さなくてはならない。 (6/16 区役所401会議室)

<回答>

横浜市では、市民の皆様から集積場所の新設等のご相談があった場合は、収集作業の効率性及び安全性を確保するため、集積場所設置基準に基づいて協議させていただいております。

その中で設置する集積場所の周辺については、電柱及びガードレールや著しい段差等の障害物が無く、収集車の通行が可能で、収集作業が安全に行える場所であることを共通事項の一つとしています。

ご要望の場所は、N T Tの電柱と支柱が設置される以前より、収集車の通り抜けができず、転回場所が無いため、安全性確保の観点から集積場所設置は困難と考えております。

今後、電柱・支柱が撤去されて収集車の通行が可能となり、かつ、転回場所が確保できましたら、当該地域に集積場所設置のご相談にお応えしてまいりますので、ご理解とご協力お願いいたします。

資源循環局保土ヶ谷事務所（電話：045-742-3715 FAX：045-742-4931）

御要望いただきました地域ですが、消防車や救急車が通り抜けや方向変換することが難しい状況にあります。このため、救急車両につきましては、手前の停車可能な道路に駐車し、ストレッチャー（移動式ベッド型担架）を活用しての活動となります。また、消防車両につきましては、ミニ消防車（軽自動車）を先行させて消火活動を行うこととしています。

いずれも、事前に現場の実情を把握し、より迅速な活動ができるよう心掛けております。

消防局保土ヶ谷消防署（電話：045-334-6696 FAX：045-334-6699）

- (2) 峯小の裏側に急坂がある。その坂の右端に幅1mほどの高齢者用の階段があり、何年か前に手すりをつけて貰った。今まで電柱は手すりとは手すりの間であって、階段の幅は確保されていた。今年の春にその電柱が坂を5m登ったところに移設された（電柱番号＝峰小158）。場所はダイパレスマンションの横（峰岡町1-85-5）。更に移設された電柱は以前のものより太いもので、移設後は階段の幅が今までの3分の1の幅になり、高齢者は通行しにくくなって困っている。東電に苦情を言うと土木事務所に許可を得て移設したと言うばかり。土木事務所は移設の理由をつかんでいるのか、また工事後に現地確認をしたのか知りたい。

(6/30 区役所401会議室)

<回答>

東京電力へ移設の理由を確認したところ、当初の設置個所は建築計画上の支障があるため移設したとのことでした。通行に支障があるとのことでしたので、東京電力へ現状を伝えたところ、隣地の地主の意向を調整の上、当初の設置個所、もしくは通行に支障が生じない場所への移設の方向で社内で検討しますとの回答がありました。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

(3) コーナン前から踏切を渡っていなげやに向かう途中の星川橋の歩道は、橋の外側に数段の階段を上って歩く形になっている。しかし高齢者、妊婦、ベビーカーの母親は、階段をいやがり車道を歩いて危険。歩道の階段をやめて平らな歩道にしてもらいたい。

(6/16 区役所 401 会議室)、(6/30 区役所 401 会議室)

<回答>

星川橋人道橋の階段については、車が通る星川橋を含めて、現在事業中の相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の完了以降に改善できるよう、関係管理者と協議を進めています。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

(4) 相鉄線高架後の街づくりの青写真を知りたい。線路沿いの側道新設で大型車両等が通行可能になると聞いている。高架下の利用の話、星川駅前の広場（現在資材置き場）など具体的に青写真が示されていないので今後の計画を提示してほしい。 (6/16 区役所 401 会議室)

<回答>

相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業については、平成 14 年度着手より 16 年の歳月を経て、今年度 11 月に全線高架化となる予定です。周辺道路等の整備については、全線高架化後、平成 31 年度から 33 年度にかけて進めていく予定となっています。

主な道路として、線路南側の鉄道に沿って、都市計画道路星川停車場線（幅員 12m～15m、片側 1 車線、歩道幅員 5m）を整備していく計画となっています。現在資材置場となっている場所は、約 4,700㎡の駅前交通広場となる予定です。

概要については、これまで説明会やパンフレット等でお知らせしてきましたが、具体的な内容については、今後、地域の皆様にお知らせをし、事業を進めていきます。

高架下利用については、平成 29 年度に高架下利用に関する、地域や事業者を交えた意見交換会を実施するとともに、道路局が駐輪場や歩道等の検討を行い、鉄道事業者等が商業利用の計画を検討しているところです。

意見交換会等でいただいたご意見を事業者にお伝えし、計画が具体化した段階で、事業者とともに地域の皆様にお示しする機会を設けていきます。

道路局事業推進課（電話：045-671-2725 FAX：045-651-6527）

保土ヶ谷区政推進課（電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945）

(5) 保土ヶ谷警察署横の向かい側の、契約駐輪場の植栽と雑草が伸び放題で見苦しい。区のメイン通りなので是非、早く手入れや除草をしてほしい。(6/16 区役所 401 会議室)

<回答>

ご要望を受け、雑草の草刈り等、適切な環境整備を行っていきます。

道路局交通安全・自転車政策課(電話:045-671-3644 FAX:045-663-6868)

(6) 横浜新道バス停~岡沢町バス停の間は歩道両側に草が生い茂り、夜間は女性の一人歩きは不安を感じる。除草するなどして安心して歩ける環境にしてほしい。

(6/30 区役所 401 会議室)

<回答>

当該箇所は、保土ヶ谷土木事務所と国土交通省が管理する部分があり、ご要望を受け、両者とも除草を完了しております。

保土ヶ谷土木事務所(電話:045-331-4445 FAX:045-335-0531)

(7) 保土ヶ谷駅東口歩道橋上に右側通行の表示をつけてほしい。近隣の清風高校の生徒たちが多く通行するが、通学時間帯は教員指導などもあり右側一列通行をしている。それ以外の時間帯などはバラバラ通行となり、車椅子での通行等が不便なので右側通行の表示をつけてほしい。

(6/29 イコットハウス)

<回答>

ご要望を受け、歩道橋上の案内掲示板に、右側通行を促す文言を表示しました。

保土ヶ谷土木事務所(電話:045-331-4445 FAX:045-335-0531)

(8) 岩崎幼稚園から水道道へ出るT字路があるが、その横断歩道に70cmほどの狭い道があり、そこにフェンスがある(場所は仏向西30番地)。車の通行も多い。このフェンスがあるために歩道はかなり狭く危険だ。去年は近くで2件の当て逃げ事故があった。そういう所なので横断歩道を渡った先のフェンスの下の土地(幅4m、長さ18m)を、道路の高さまで埋めて、歩道を広くして子供たちの安全を確保していただきたい。

(6/13 くぬぎ台コミュニティーハウス)

<回答>

交差点と横断歩道付近の道路は、水道局等が所有・所管する区間となっています。これまでも、スクールゾーン安全対策協議会の要望を受けて、水道局が交差点をカラー化し注意喚起するなどの安全対策を実施しています。

ご要望箇所のさらなる安全対策について、水道局等と連携し検討を進めます。

保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945）

保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

- (9) 西谷駅前の放置自転車の見守りをやっけていて、違法駐輪車はかなり減ってきた。しかし、新幹線のガード下に放置自転車があつて、土木事務所に撤去を頼んでいるがなかなかやっけてくれない。また、その区域にごみが投棄されたり、雑草が生えて見苦しい。土木事務所でしっかり管理して欲しい。 (6/23 西谷地区センター)

<回答>

ご指摘の放置自転車については、調べたところ、自転車等放置禁止区域内であることが判明しましたので、道路局で撤去いたしました。その後も現地を確認したところ、新たに放置されている自転車があつたことから、その分についても、撤去しております。また、放置禁止区域内の撤去については、日にちを決めて定期的に行っております。

公道部分のごみの処理と草刈については、確認後に土木事務所で行います。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

道路局交通安全・自転車政策課（電話：045-671-3644 FAX：045-663-6868）

2 警察（交通）

- (1) イコットハウス近くの富士見坂下りに、信号機のない横断歩道があるが、時速40キロほどで走っている車はほぼ止まらない。自転車、乳母車が渡るには、旧反則センター前の信号機を利用するように言われたが大変不便である。横断歩道の位置を変えたり車が止まるような取りつけ方を考えてほしい。横断歩道は地元の場所に見合う位置に付けるべきだ。 (6/29 イコットハウス)

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

地元の方のご意見及び現場の状況を確認した上で、現状で行える最適な結果をお示ししたいことから、お手数ですが保土ヶ谷警察署交通課交通総務係まで、ご連絡ください。

保土ヶ谷警察署交通課交通総務係（電話：045-335-0110(代) FAX：045-332-0110）

(2) 横断歩道の設置

- ① 国道16号線の東川島町交差点の歩道橋を撤去して、信号付き横断歩道の設置を要望する。
- ② 国道16号線の西谷駅前の横断歩道橋は古いので歩道橋を撤去して、信号付き横断歩道に代えて欲しい。 (6/13 くぬぎ台コミュニティーハウス)、(6/23 西谷地区センター)

<回答>

道路管理者である横浜国道事務所、保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

①及び②の場所に設置されている歩道橋については、設置後約 50 年を経過しており、今後の方向性について警察署等と調整を進めてまいります。

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所（電話：045-311-2981(代) FAX：045-316-3551)

①及び②の場所に設置されている歩道橋の今後の方向性を踏まえて、信号付き横断歩道の設置等について検討してまいります。

保土ヶ谷警察署交通課交通総務係（電話：045-335-0110(代) FAX：045-332-0110)

(3) 自転車の交通マナー

① 我が家は新興住宅地で20軒あまりが急に建ったところなので、小さい子供が多く自転車で家の周りを勢いよく走っている。更に国大生の自転車もかなりのスピードで町から出てくるので不安を感じる。そこで、小学校で自転車の乗り方を教育したり、親や学生にも事故を起こすと大変な問題になることを伝えてほしい。

② 国道16号線の歩道上を自転車が徐行とは思えないスピードで走っている。小学生の通学路になっていることもあり、自転車の交通制限、速度規制の厳格化を検討願いたい。

(6/30 区役所 401 会議室)

<回答>

① 地域振興課では警察署、交通安全協会と連携して、毎年、全小学校において、はまっ子交通安全教室を開催し、児童に自転車の乗り方も含め交通安全を啓発しています。

また、広報よこはま ほどがや区版においても子どもにも分かりやすくイラストを使って、毎年4月に交通安全の特集を掲載し、区民の方に対し交通安全の啓発を行っています。今年の特集記事では、児童が起こした事故でもその親に多額の損害賠償が生じる事例を紹介し、事故を起こすと重大な責任を負わなければならないことをお伝えしています。国大生に対しては、自転車の乗り方に関するリーフレット等を配布し、啓発していく予定です。

今後も、地域振興課では、はまっ子交通安全教室や広報よこはま ほどがや区版等を通じて、交通安全の啓発活動を行ってまいります。

保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409)

② 保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

今回の提言・要望を踏まえ、自転車に対する交通指導取締りを強化してまいります。

保土ヶ谷警察署交通課交通総務係（電話：045-335-0110(代) FAX：045-332-0110)

(4) ガストの脇から国大方面に行く道だが、クリエイト（ドラッグストア）ができてから車の往来が増えた。速度規制があるのか不明だが、徐行の表示をして欲しい。バイクの事故も多い。

スピードを出している車もあり、危険なので速度規制の表示をして欲しい。

(6/30 区役所 401 会議室)

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

速度規制につきましては地元の方のご意見及び現場の状況を確認した上で検討したいことから、お手数ですが保土ヶ谷警察署交通課交通総務係まで、ご連絡ください。

「徐行」の標示につきましては道路管理者である土木事務所と検討し、設置の可否を判断いたします。

保土ヶ谷警察署交通課交通総務係（電話：045-335-0110(代) FAX：045-332-0110)

(5) 国道 16 号線の峰岡町交差点の信号から峯小入り口交差点の信号までは、午前7時から8時半まで左折不可の標識があるにもかかわらず、左折車が多くある。特にセブンイレブン横から左折する車が多い。低学年の小学生が通学しており危険である。保土ヶ谷警察署の目の前の違反なので、警察官の立ち会いを願いたい。

(6/30 区役所 401 会議室)

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

今回の提言・要望を踏まえ、交通指導取締りを実施してまいります。

保土ヶ谷警察署交通課交通指導係（電話：045-335-0110(代) FAX：045-332-0110)

(6) 朝の通勤・通学時に、川辺公園交差点から区役所前交差点の間で、車道を横切る人が多い（看護学校前の信号を渡らずに）。車側からみるととても危険。それを避けるために歩道(特にパークタワーマンションの横)にガードレールの設置を要望する。

(6/30 区役所 401 会議室)

<回答>

ご指摘の道路の横断防止柵の設置につきましては、地域のご意見を聴きながら検討してまいります。

ご要望の内容は、道路構造や交通状況も関係するため、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（交通課交通総務係）にお伝えしました。なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署交通課交通総務係（電話：045-335-0110(代) FAX：045-332-0110)

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531)

保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945)

(7) 国道 16 号線の上星川から川島バス停付近で、2 車線から 1 車線になるところが車の渋滞がひどい。新横浜駅方面にいくバスも通行する。信号で横入りする車もあり、渋滞に拍車がかかる。そこで合流地点のもっと手前から道路に黄色の線を引いて、横入り出来ないようにしてほしい。

(6/23 西谷地区センター)

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

現況の道路形状では黄色線標示の設置は困難であります。引き続き、可能な渋滞対策を検討してまいります。詳細については、お手数ですが保土ヶ谷警察署交通課交通総務係まで、ご連絡ください。

保土ヶ谷警察署交通課交通総務係（電話：045-335-0110(代) FAX：045-332-0110)

3 防 災

(1) 居住地近くに本陣消防出張所があり、消防自動車とミニ消防車はあるが救急車両はない。瀬戸ヶ谷地区は道幅が狭くて救急車が通れない不都合が生じている。ミニ救急車の開発や、ミニ消防車の数を増やすなどして、早期に火災に対応できるようにならないか。

(6/29 イコットハウス)

<回答>

「道幅が狭くて救急車が通れない不都合が生じている」についてですが、道路狭隘などの理由で要請場所に救急隊が接近できない場合、救急隊は救急車をできるだけ近くに停車させ、ストレッチャーとともに救急資器材などを要請場所に搬送します。その後、傷病者をストレッチャーに乗せて救急車まで搬送し、車内に収容します。

このように、救急車が要請場所まで進入できない場合でも、ストレッチャー等を活用して、傷病者をいち早く病院に搬送できるよう適切な救急活動に取り組んでいます。

ミニ消防車は道路狭隘等、通行障害が多い地域や木造密集地域における火災対策として、現在市内 48 か所に配備しています。瀬戸ヶ谷町を管轄する本陣消防出張所にはミニ消防車を配置しており、早期に火災対応を図ることが出来る体制を整備しているため、新たにミニ消防車を配置する予定はありません。なお、本陣消防出張所以外の近隣消防署や消防出張所に配備しているミニ消防車も活用できる体制を確保しています。

消防局救急課（電話：045-334-6413 FAX: 045-334-6785)

消防局警防課（電話：045-334-6701 FAX：045-334-6710)

(2) 防災拠点について。中央東部地区には学校がない。西区、神奈川区に通っている。それなのに防災拠点は自地域にない常盤台小学校と宮田中学校になっている。常盤台小学校まで30分以上かかる。子供たちは三ツ沢小学校に通っており、発災時には三ツ沢小学校に子どもを引き取りに行き、その後、常盤台小学校に行くのは非常に大変である。行政と学校の区割りが違う

のは困る。なんとかならないか。

(6/30 区役所 401 会議室)

<回答>

学区の区割りについては、教育委員会が「学校規模」「通学時間・通学距離」「通学路の安全性」「小学校・中学校の通学域」などを総合的に考慮して設定しています。

一方で、地域防災拠点の区割りについては、小学校学区を基本としながら、「地域防災拠点の位置」「道路状況」「人口分布」「自治会町内会の区域」等を考慮し、特定の拠点に避難者が集中しないよう、区内 27 か所の小・中学校等を指定しています。

このように、学校の区割りと地域防災拠点の区割りでは指定の際の考え方が異なります。また、災害時の地域防災拠点の円滑な運営には、これまでに蓄積された運営委員会のノウハウや地域のつながりといった人的ネットワークが不可欠であると考え、現時点で指定区域の全面的な見直しは予定しておりません。

なお、災害時にはその場に合った身の安全を図ることが最優先ですので、発災初期には自らの判断で避難しやすい地域防災拠点に避難できることとなっており、指定区域に関わらず、避難者の受け入れや物資の提供が行われますので御安心ください。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

(3) 地震発生時の震度、被害による避難対応のガイドラインを、行政から区広報紙、テレビ、新聞などで更に徹底していただきたい。例えば、いっとき避難場所、地域防災拠点、広域避難場所等の種類があるが、住民はこの対応の区別が明確ではないので教えていただきたい。

(6/30 区役所 401 会議室)

<回答>

地震発生時の避難行動に関しては、区の防災マップの情報面をはじめ、広報よこはまでは年 2 回の防災特集記事を掲載しているほか、区のホームページ等で周知を行っているところです。今後は、よりわかりやすい内容に工夫するなど、多くの区民の皆様にも周知できるよう、広報活動に取り組んでまいります。

なお、避難場所の種類につきましては、以下の通りとなっております。

「いっとき避難場所」

自宅建物が火災による延焼や倒壊の危険がある場合に、広域避難場所や地域防災拠点へ避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認したり、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。町の防災組織等によりあらかじめ選定しておきます。

「地域防災拠点」

地震などによって家が倒壊または焼失し、住む場所がなくなった人が一定期間避難生活を送る場所で、区内の市立小・中学校等の 27 か所を指定しています。

避難生活を送る以外にも、物資の配布場所、防災資機材を使った救助・救出活動、家族の安否確認、生活情報の提供場所としての役割もあります。

「広域避難場所」

地震などによって火災が多発し、延焼が拡大した場合に熱や煙から生命・身体を守るため一時的に避難する場所で、大きな公園やグラウンドなど指定しています。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

(4) 保土ヶ谷橋下流で行われている工事は、当初7年間の予定であったが14年間かかり完了した。しかし完了した上流の工事は別工事で、さらに5年間の工事を行うという。狭い川に55本のU字抗を打つ危険な工事である。以前には八幡橋付近、保土ヶ谷橋周辺であふれた。いずれも河川にU字抗を打ち込んでの工事だった。この14年間たまたま水が溢れなかったのは、降水量が少なかったからである。今のままでは氾濫してしまう。栈橋を撤去して工事してほしいが、市当局は撤去できないとの回答。そうであるなら工期を縮めてほしいと要望したが、経費が掛かるので短縮はできないとの返答だった。ともかく早く工事を終わらせてしてほしい。

(6/29 イコットハウス)

<回答>

ご要望のありました工事は岩間川橋りょう上流から保土ヶ谷橋までの区間について、浸水被害の軽減を図るため、時間降雨量50mmに対応した護岸整備を行うものです。

当該工事では、国道1号線からの進入路及び作業スペースとして既設栈橋を有効活用することにより、経済的かつ効率的に護岸整備を行っています。また、護岸の整備した区間の栈橋は順次撤去します。

工事を切れ目なく発注することにより、事業期間を出来る限り短縮できるように努めていきます。

道路局河川事業課（電話：045-671-2860 FAX：045-664-5873）

4 私有地、空き家

(1) 空き家が10軒あり増える一方である。心配するのは犯罪が起きやすくなることだ。空き家の対応や再利用等についての考えがあったら教えて欲しい。

(6/16 区役所401会議室)、(6/30 区役所401会議室)

<回答>

本市では、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、横浜市空家等対策計画を平成28年2月に策定しています。

引き続き、関係区局や専門家団体等が連携し、空家化の予防、空家の流通・活用促進を目的とした普及啓発や、所有者等への改善指導など、防犯上の観点も含め、本計画に基づいた総合的な空家等対策に取り組みます。

建築局住宅政策課（電話：045-671-2922 FAX：045-641-2756）

(2) 近所の私有地にある桜の大木がオーバーハング。もう一件は斜面にある直径 1mほどの雑木の枯れ枝が、道路や通学の子供たちの上に落ちてクレームとなっている。大木の伐採には多額の費用が掛かるので個人で対処できなくなっている。私有地内の木の整備を地域住民側から持ち主には言いづらい。事故を未然に回避する方法がなく対処を考えていただきたい。

(6/16 区役所401会議室)

<回答>

土木事務所では、私有地の樹木の管理は行っておりません。

具体的な場所を教えていただければ、公道に影響がある場合、地権者を確認し、伐採するよう依頼します。

今回ご指摘いただきました、私有地内における樹木の伐採につきましては、現在のところ行政が関与できる法的根拠がないため、保土ヶ谷区役所といたしましては、所有者での解決等をお願いしております。こういったお困りごとの情報が入りましたときには、地権者へ情報提供するよう努めています。

なお、隣地等の問題につきましては、次の相談制度をご利用できる場合がありますので、以下にご案内いたします。

(1) 区役所法律相談 (無料/予約制)

- ・毎月第1・第3・第5火曜の午後1時から実施 (祝日の場合は休止)
- ・相談時間は一人30分間 (計6枠)
- ・予約は相談日一週間前の火曜、8時45分から
- ・予約先：保土ヶ谷区役所広報相談係 (電話：045-334-6221~3)

(2) 空き家・近隣問題無料法律相談 (無料/予約制)

- ・毎週木曜の午前9時30分から11時30分 (祝日、年末を除く)、神奈川県弁護士会が実施
- ・相談時間は一人30分間
- ・予約先：神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター (電話：045-620-8300)

保土ヶ谷土木事務所 (電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531)

保土ヶ谷区区政推進課 (電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945)

(3) 町内にある広い私有地 (峰岡町 2-263) だが、樹木がうっそうと生えていて道路側の木の枝は、道路の反対側まで伸びて電線に接触するような危険な状態。街路灯も茂みに隠れて夜は真っ暗。自治会と所有者(土地管理者)との話し合いは何年間もかけて行っているが進展無し。過去2年間、地域のつといで土木事務所宛に伐採を要望したが、民地のため手を付けられないので、所有者に警告したとのことだが所有者は無視している。行政からもっと強力で勧告をしていただきたい。

(6/30 区役所401会議室)

<回答>

ご要望を受けて現地を確認したところ、樹木がかなり伸び、公道に影響しているので、所有者に連絡し、伐採するよう依頼します。

今回ご指摘いただきました、私有地内における樹木の伐採につきましては、現在のところ行政が関与できる法的根拠がないため、保土ヶ谷区役所といたしましては、所有者での解決等をお願いしております。こういったお困りごとの情報が入りましたときには、地権者へ情報提供するよう努めています。

なお、隣地等の問題につきましては、次の相談制度をご利用できる場合がありますので、以下にご案内いたします。

(再掲)

(1) 区役所法律相談 (無料/予約制)

- ・ 毎月第1・第3・第5火曜の午後1時から実施 (祝日の場合は休止)
- ・ 相談時間は一人30分間 (計6枠)
- ・ 予約は相談日一週間前の火曜、8時45分から
- ・ 予約先：保土ヶ谷区役所広報相談係 (電話：045-334-6221~3)

(2) 空き家・近隣問題無料法律相談 (無料/予約制)

- ・ 毎週木曜の午前9時30分から11時30分 (祝日、年末を除く)、神奈川県弁護士会が実施
- ・ 相談時間は一人30分間
- ・ 予約先：神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター (電話：045-620-8300)

保土ヶ谷土木事務所 (電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531)

保土ヶ谷区区政推進課 (電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945)

- (4) 自治会内の道路が風化し、砂と砂利になってしまったことが議題に上がった。狩場緑風荘があり車の利用者も多いので、自治会で16か所の穴埋めを行った。高齢者が歩きにくく転倒してけが人も出ている。土木事務所に相談したところ、私道なので対応できないと返答があった。これは当自治会だけの問題ではなく、横浜市の問題だと思う。法整備をして横浜市から補助を出して、歩きやすい道にしていきたい。(6/29 イコットハウス)

<回答>

公道と同じように使われている未舗装や舗装の損傷の程度が著しい私道について、市民の皆様が行う舗装の補修工事等に対して費用の10分の9を上限とし横浜市が助成する「私道整備助成制度」があります。助成の対象となる「私道」には、道路の形状、所有者や管理者、及び工事内容に条件が定められておりますので、土木事務所窓口へご相談ください。

保土ヶ谷土木事務所 (電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531)

5 バス路線、バス停

- (1) 屋根付きのバス停を増やして欲しい。現在、千丸台から横浜に行くバスの停留所には、23か所の停留所に対して、屋根付きは6か所しかない。特に乗り換えのバス停にもっと増やしていただきたい。
(6/23 西谷地区センター)

<回答>

バス停の上屋は歩道の幅員や埋設物の状況に支障がなく、地先様のご同意が得られることを前提に、主に乗車人員から優先度を決定し、順次整備を行っております。設置にあたっては道路管理者等から占用許可を得る必要があります。歩道に十分な幅員がない場合許可を得られず、設置することはできません。

また、市内各所で上屋やベンチの設置要望をいただく一方で、整備の予算は限られているため年に数基ずつ整備している現状です。

62系統のバス停は洪福寺（峯小学校前方向）で上屋の設置予定がございます。その他のバス停は現時点ではベンチや上屋の整備は未定となっております。ご要望にお応えできず申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

交通局営業課（電話：045-326-3864 FAX：045-322-3912）

- (2) 今井町から新横浜に行きたいと思うと、東戸塚に出て横須賀線に乗り横浜駅で乗り換えて、東神奈川でまた横浜線に乗り換えるという、乗り換え数が2、3回となる。そこをなんとか東戸塚から新横浜に、環状2号線で一直線に行けるようなバス路線を考えてほしい。

(6/26 ほどがや防犯センター)

<回答>

市営バスでは、現在のバスネットワークをできる限り維持していくため、路線の新設、延伸や増便等の実施については、採算性やご利用見込みを考慮しながら総合的に判断しています。

ご要望の「新横浜駅前～東戸塚駅前」間の距離は、約11キロメートルと長く、路線を新設するためには多くのバス車両と乗務員が必要となります。また、それに見合う必要な経費を賄う需要を見込むことができないことから、このたびのご要望にお応えすることはできません。

交通局路線計画課（TEL：045-326-3865 FAX：045-322-3912）

- (3) 川島原地区より保土ヶ谷区役所まで行くバスがないので、和田町より延伸してほしい。

(6/13 くぬぎ台コミュニティーハウス)

<回答>

ご要望の区域のバス運行については、相鉄バス株式会社が所管となります。ご要望の趣旨を、個人情報を除いて、相鉄バス株式会社にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

相鉄バス株式会社 営業計画課（電話：045-319-2527）

また、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業により、鉄道が高架化され、踏切の除却および周辺道路や星川駅前交通広場の整備等が、平成33年度にかけて行われる予定です。

これらの交通環境の変化や地域のニーズを踏まえ、ご要望の路線を含む区内バス路線の今後の方向性について、調査検討が必要と考えます。

保土ヶ谷区政推進課（電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945）

（4）市営22系統・花見台西バス停の車道と路肩の段差が大きくて、自分が降りるとき転んだ経験から、高齢者や障害者、幼児・子供などは危ないので改良をお願いしたい。

（6/16 区役所401会議室）

<回答>

ご指摘のバス停付近を確認したところ、段差の場所を特定ができませんので、土木事務所窓口へご相談ください。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

6 ゴミ収集

（1）空き家跡に6世帯と6世帯の2棟のアパートが建設された。管理会社は別々である。10世帯以上のアパートはゴミ収集所の設置が義務となっているので、6世帯では地域の収集所にゴミを出している。設置義務逃れだと思われる。今後もこのようなケースが増えると思われるので、抜本的な対策を考えていただきたい。

（6/30 区役所401会議室）

<回答>

集積場所については、「ごみ集積場所設置基準」において、集積場所1か所につき、おおむね10～30世帯としており、10世帯以上の集合住宅を建築する場合は、敷地内に集積場所を設置するよう指導をしています。また、10世帯未満であっても許可申請者が地域住民と協議、調整を行った結果、近隣にある既存の集積場所の使用が困難な場合には、収集事務所と協議を行い専用の集積場所を設置するよう指導しています。

集積場所の設置に関するご相談などは、資源循環局保土ヶ谷事務所（045-742-3715）にお問い合わせをいただきたいと思います。

資源循環局業務課（電話：045-671-2551 FAX：045-662-1225）

（2）ゴミ出しのルール

① 単身世帯向けのアパート・マンションで入退去時のゴミ出しがいろいろ加減なケース多く、区が斡旋事業者や大家さんにゴミ出しの説明や指導義務化、また退去時に「粗大ごみ」や「廃棄

物」の対応等の義務化を検討できないか。また、外国人向けゴミ出しルールパンフレットは何カ国語が用意されているのか。

- ② 単身者や外国人の転入出者へのゴミ出しルールの対応は自治会では難しい。不法投棄や回収されないゴミは、不動産会社や物件管理会社、大家等に、区や資源管理局から対応の責任をもってもらうように対処してほしい。(6/16 区役所 401 会議室)

<回答>

ごみ集積場所への不法投棄や分別されていないごみ袋については、排出者へ適切な処理を促す目的で、啓発用シール等を貼付し残しております。また、分別されていないごみ袋については、本市職員が開封調査を実施し、排出者が特定される場合は個別にご自宅へ訪問し分別の指導も実施しております。

不動産会社・物件管理会社・大家さん等には、入居者へのごみ分別等に関する情報提供にご協力をいただいておりますが、ごみの排出責任は排出者個人となりますので、不動産会社等にごみ出しの説明や指導・対応を義務化することは困難です。

ただし、アパート・マンションの管理敷地内にあるごみ集積場所における粗大ごみ等の不適切な排出については、当該敷地の管理者に管理責任が発生しますので、管理者に処理をお願いしています。

ごみの排出について、繰り返しの指導などを行っても分別しない市民に対して過料を科す罰則もあり、制度に基づき、引き続き収集事務所では分別指導に努めてまいります。

ごみ集積場所の維持管理についてお困りごと等ございます場合は、資源循環局保土ヶ谷事務所(045-742-3715)へご相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。

多言語対応としては、ごみ出しルールのパンフレットについて、「ごみと資源物の分け方・出し方」冊子が6か国語(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語・スペイン語)で、「ごみと資源物の分け方・出し方」リーフレットが9か国語(英語・中国語・韓国語・タガログ語・ポルトガル語・タイ語・フランス語・ベトナム語・スペイン語)で用意がございます。ご要望がございましたら、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

保土ヶ谷区地域振興課(電話:045-334-6304 FAX:045-332-7409)

7 高齢者、障害者

- (1) 高齢者の健康診断(特定健診)と同様の方法で、70歳または75歳以上については、認知症に特化した検診を実施できないか。(早期発見は重要と考えるが、本人から申し出にくい側面も考えて)(6/16 区役所 401 会議室)

<回答>

認知症の早期発見・早期対応のため、本人や家族、周囲の方、医療機関の専門職等が早期に認知症に気づけるよう、普及啓発や広報に取り組んでおります。認知症の検診は高い専門性や精度が求められるため、今後、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

健康福祉局高齢在宅支援課(電話:045-671-4129 FAX:045-681-7789)

- (2) 保土ケ谷区の広報動画「保土ケ谷カノン」を、聴覚障害者（難聴者を含む）も楽しく視聴できるように日本語字幕をつけてもらいたい。 (6/13 くぬぎ台コミュニティーハウス)

<回答>

広報動画「ほどがやカノン」につきましては、今回のご指摘を受けて、今年の8月に動画に字幕を掲載しましたのでご確認ください。

今後とも、障害がある方にも内容が伝わるよう配慮した広報を行ってまいります。

保土ケ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

8 防犯カメラ

- ① 事件、事故が多発している。このような時に防犯カメラが効果を上げている。岩井町原連合町内会でも防犯カメラの設置を考えたいが、価格が高くなかなか設置出来ないのが現状である。補助金の上限はどうなっているのか教えて欲しい。
- ② 横浜市の補助金制度では、1台分の補助金を出してもらうのが精一杯だと言われた。防犯に絡む必要度の高い案件なので、行政にできるだけ対応して欲しい。

(6/29 イコットハウス)、(6/23 西谷地区センター)

<回答>

「地域防犯カメラ設置補助制度」については、平成28年度から、自治会町内会が行う防犯活動への支援の一環として、自治会町内会が地域に設置する防犯カメラ設置費用の補助を神奈川県と本市が連携して実施しています。制度開始以降多くの申請をいただいておりますが、神奈川県が限られた予算の範囲内で補助金の交付先を決定する仕組みとなっているため、申請していただいた台数の全部または一部が補助されない自治会町内会が多くあるのが現状でございます。そのような状況ですが、自治会町内会が一台でも多く防犯カメラを設置できるよう、引き続き設置費用の補助を進めていきたいと考えております。

【参考】地域防犯カメラ設置補助制度

○補助率

10分の9（県：10分の5、市：10分の4）

上限額：1台あたり324,000円 ※複数台申請することができます

○補助対象経費

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費

○補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置するカメラ

○維持管理

自治会町内会が行います

○過去の設置実績

144 台（H28、29）※30 年度の申請受けは終了しました。

市民局地域防犯支援課（電話：045-671-3705 FAX：045-664-0734）

9 ブロック塀

- ① 大阪で地震がありブロック塀が倒れて女児が死亡。通学路で危険と指摘して倒れたブロック塀が私有地にあったら、どこの責任なのか知りたい。
- ② 一般道路のブロック塀は個人の資産だから、「A さん宅のブロック塀は危険だ」という報告は自治会ではできない。行政から働きかけてもらえないか。
- ③ 一般道路のブロック塀はどこが安全かそうでないかを誰が判断してくれるのか。素人では規定の鉄筋が入っているかどうかわからない。調査を行う機関などを知りたい。
- ④ 行政は、「地震にあった時にはブロック塀から離れるんだよ」ということを、地域と学校に強く発信するように訴えていただきたい。
- ⑤ ブロック塀の調査が必要と考える。そのための補助金や、実際の修理に補助金は出していただけるのか知りたい。

（6/13 くぬぎ台コミュニティーハウス）、（6/29 イコットハウス）

（6/26 ほどがや防犯センター）、（6/23 西谷地区センター）

<回答>

- ① ブロック塀の管理・保力が十分でなく、それが倒壊して事故が発生した場合には、そのブロック塀の所有者が安全管理や過失などの責任を問われます。
- ② 横浜市では、所有のブロック塀等の点検をご自身でしていただくよう、「ブロック塀等の自主点検のためのチェックポイント」について、横浜市ホームページ、町内会回覧、広報よこはま等にて市民の皆様にも周知をさせていただいています。
また、現在市内の多くの場所において、塀の安全性に不安があるとのお問い合わせを受けており、それらについて調査等を行い、必要に応じて注意喚起や改善に向けた指導を行っています。
- ③ ブロック塀等については、まずは所有者ご自身で点検をしていただく必要がありますので、「ブロック塀等の自主点検のためのチェックポイント」を使用しての点検をお願いしております。その上で、不適合部分があったり、わからないことがあったりした場合には専門家へご相談ください。

なお、本市からは、専門家や業者の紹介はしていません。お近くにブロック塀の施工業者や専門家がない場合には、下記の関係団体等の連絡先を参考にしてください。

（公社）日本建築家協会関東甲信越支部 電話：03-3408-8291

（公社）日本エクステリア建設業協会 電話：03-3865-5671

（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター 電話：0570-016-100

建築局情報相談課（電話：045-671-2953 FAX：045-681-2436）

- ④ 「地震発生時にブロック塀から離れること」の地域の皆様への発信についてですが、災害時の自助・共助の取組をまとめた冊子「防災よこはま」に、地震が起きた際に自分の身を守る行動の1つとして掲載しており、自治会・町内会をはじめとする地域の皆様に配布しています。また、地域防災の担い手を育成する各種の研修やイベントで、この冊子を使用し、啓発しています。今後も、各種広報や研修等の機会を通じて周知していきます。

また、災害時の対応行動例として、通学路上において「ブロック塀には近づかない」、「ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、すばやく離れる」よう横浜市学校防災計画に明記し、各学校の防災計画や防災教育で活用できるよう発信しております。

総務局危機管理課（電話：045-671-4351 FAX：045-641-1677）

教育委員会事務局総務課（電話：045-671-3240 FAX：045-663-5547）

- ⑤ 横浜市では、地震発生時における歩行者への被害を防止する観点から、市内全域で、個人の方が所有するコンクリートブロック塀等の除却工事または除却工事とセットで行う軽量のフェンス等の新設工事に対する補助制度を創設しました。

本制度は、道路から見て高さ1m以上のブロック塀等が対象で、除却工事の前に市の職員等が現場で既存のブロック塀等の傾きやひび割れなどの確認を行い、地震による倒壊の恐れがあるものを補助対象とします。

歩行者の安全を確保するため、広報よこはま等により本制度の周知を行い、多くの皆様にご活用いただけるよう取り組んでまいります。

建築局建築防災課（電話：045-671-2930 FAX：045-663-3255）

10 地域ネコ

- ① 最近、地域ネコが増えてきたので、去勢をしてまた放すという運動をしている。手術には1匹1万円かかる。区から5000円の補助金が出るが3月は補助金が出ない。つまり3月にネコをつかまえても補助金が出ないことになるが、時期から考えると3月こそネコを捕まえて手術したい。3月も補助金を出すことを検討してほしい。
- ② 子ネコを捕まえて飼い主を探そうとするが、可愛い、欲しいといっても、現実にはもらい手がいない。区のホームページなどに里親募集の欄を設け、生後2、3カ月の可愛い盛りの子ネコを地域に告知し里親を探してほしい。

（6/26 ほどがや防犯センター）、（6/29 イコットハウス）

<回答>

- ① 現在は、補助金交付の決定を3月31日までに行うこととしており、申請書類の内容確認や審査等を行うために、申請期間を3月5日までとさせていただいております。

今後は、補助金を申請できない空白期間ができるかぎり生じないように、現在の実施方法の見直しも含め、検討してまいります。

健康福祉局動物愛護センター（電話：045-471-2111 FAX：045-471-2133）

- ② 本市で保護された犬猫等の譲渡については、横浜市動物愛護センターが基準を定め実施し

ています。譲渡の対象となる動物は、横浜市動物愛護センターに収容された動物のうち、基準を満たし譲渡が可能と認められた動物です。

区のホームページへの飼い主の募集等に関する掲示板の設置は、本市のホームページが市職員以外の方で管理・編集することを想定して構成されていないため、掲示板の設置は困難です。

収容されていない犬猫等の譲渡や飼い主の募集については、市民の方が利用できる保土ヶ谷区役所別館の駐車場外などに「公共掲示板（まちの広告板）」や、各地域に「ふれあい伝言板」を設置していますので、こちらをご活用ください。

また、横浜市動物愛護センター市民交流プラザ内の掲示板についても、動物関係のお知らせ等で利用が可能です。各掲示板の利用については、保土ヶ谷区役所生活衛生課の所管するホームページにもご案内を掲載します。

保土ヶ谷区生活衛生課（電話：045-334-6363 FAX：045-333-6309）

11 子育て

高齢障害支援課が出している保土ヶ谷区行動指針を、発達障害児向けのものも出してほしい。しっかり目に見えて行動しやすい、相談しやすいものをお願いしたい。

（6/26 ほどがや防犯センター）

<回答>

保土ヶ谷区では発達障害児に特化した行動指針はございませんが、本市では、障害のある方が「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」ことを基本目標とする第3期「障害者プラン」（平成27年度～平成32年度）を策定しています。児童発達支援体制の確立についても、取組の記載がありますので、詳細につきましてはこちらをご覧ください。当区でもこのプランに沿って、発達障害児の取組を進めてまいります。

保土ヶ谷区こども家庭支援課（電話：045-334-6323 FAX：045-333-6309）